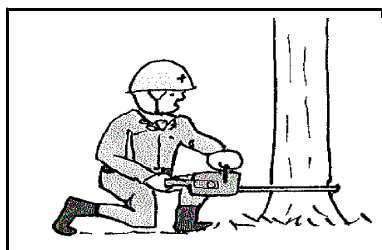


## 【特別教育】

# 伐木等（チェーンソー）の業務 （18時間コース）のご案内



北海道労働局長登録教育機関  
一般社団法人 北海道林業機械化協会  
札幌市中央区北4条西4丁目1伊藤ビル6F  
(TEL011-251-0708,FAX011-251-0710)

チェーンソーを使用し伐木等の業務を行う時は、労働安全衛生法の定めにより「特別教育」を受けなければなりません。（労働安全衛生規則第36条8号改正）

特別教育は、満18歳以上の人を対象に、次のコースがあります。

- ① 立木の伐採又はかかり木で胸高直径が20cm以上のかかり木を処理する場合（労働安全衛生規則第36条第8号改正版）

当協会は、労働安全衛生団体として、主に「①」の講習会を実施しています。

受講者が15人程度以上いましたら「出張講習」を行います。ご一報をお待ちしています。

### 〔労働安全衛生規則第36条第8号改正版〕

#### 1 講習カリキュラム

科目	講習内容	講習時間
学 科	・ 伐木等作業に関する知識	4時間
	・ チェーンソーに関する知識	2 //
	・ 振動障害及びその予防に関する知識	2 //
	・ 関係法令	1 //
	小 計	9時間
実 技	・ 伐木等の方法	5 //
	・ チェーンソーの操作	2 //
	・ チェーンソーの点検及び整備	2 //
	小 計	9時間
	計	18時間

#### 2 講習日程

- ・ 第1日目 学科：8時間 ・ 第2日目 学科：1時間 実技：7時間  
・ 第3日目 実技：2時間

#### 3 受講申込みの手続き

受講申込書(別紙)に必要事項を記入し、次の書類等を添えて当協会に送付してください。

- (1) 写 真： 顔写真(縦3.0cm×横2.5cm)1枚(裏面に氏名を記入)  
(2) 受 講 料： 21,000円(教本代含む。)

#### 4 受講時に持参するもの

- (1) 学科講習には、筆記用具(鉛筆・蛍光ペン)等を持参してください。  
(2) 実技講習には、ヘルメット、皮手、雨具(防寒具)等を持参してください。

#### 5 修了証の交付 特別教育を修了した人に、当協会が「修了証」を交付します。